

委員会提出第一号議案

環太平洋パートナーシップ（TPP）交渉に関する意見書

政府は昨年三月に、今後のわが国農業・農村施策の基本となる「食料・農業・農村基本計画」を定め、農業・農村振興の取り組みを開始したにもかかわらず、同年十一月九日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、TPP交渉への参加の可否を決定するため関係国との協議を開始した。

周知のようにTPP交渉は例外品目を認めず、十年後にはほぼ全ての分野で関税を完全に撤廃することが原則とされており、農林水産省が公表した試算では、全く対策が講じられない場合、国内の農業総生産額が四兆一千億円減少し、食料自給率も現在の四十%から十四%へと大きく減少するとしている。

また、農林水産省の試算に基づき本県への影響を計算すると、米や畜産を中心に壊滅的被害を被り、県内農業産出額は約四割減少しかねない状況に追い込まれる。

このような大きな影響によって、国内の農業・農村が壊滅的な打撃を受け、農村部を中心に地域社会もまた崩壊することは明らかであり、生産者は将来の農業経営に大きな不安を抱いている。

政府は、「食と農林漁業の再生推進本部」を設置し、国内農業の競争力の強化を図るとしているが、米国やオーストラリアなど経営面積においてわが国と百から千数百倍もの格差がある中で、全く対策が講じられないまま、これらの国と伍することは不可能である。

当県議会では、この問題について昨年十二月に国に対し意見書を提出したところであるが、我が国の農業や食料安全保障をはじめ、地域経済全体に及ぼす影響の重大性に鑑み、再度意見書を提出するものである。

よって、国会及び政府におかれては、次のとおり対応されるよう、強く求めるものである。

一 TPP交渉は、国内農業や地域社会に壊滅的な影響を与えるのみならず、世界規模での食料危機が懸念される中で、国民生活にとっても重大な事態を招来しかねないことから、農林水産業の振興が可能となる条件が整い、TPPに関する十分な情報提供による国民的議論・合意が整うまでは交渉に参加しないこと。

二 今後の農産物貿易交渉にあたっては、これまでのWTO農業交渉における「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、食料・農業・農村基本計画と整合性をもって交渉を行うこと。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十五日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
外務大臣	松本剛明殿
農林水産大臣	鹿野道彦殿
経済産業大臣	海江田万里殿
内閣官房長官	枝野幸男殿
国家戦略担当大臣	玄葉光一郎殿